

2026 年 2 月 19 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会  
会 長 佐々木 浩二

## ビルクリーニング分野における特定技能制度及び育成就労制度について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

2027 年 4 月 1 日に育成就労制度が施行されます。それに伴い、2025 年 3 月 11 日に特定技能・育成就労各制度の基本方針が決定され、2026 年 1 月 23 日には分野別運用方針が決定されるなど、徐々に整備されてきております。

つきましては、下記のとおり、現段階で決定された事項をお知らせいたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

敬具

### 記

#### 【ビルクリーニング分野の決定事項のポイント】

- ①受入機関（特定技能所属機関・育成就労実施者）の上乗せ基準等
  - ・建築物衛生法の建築物清掃業（1号）もしくは環境衛生総合管理業（8号）の登録を有していること
  - ・分野ごとの協議会に加入すること
- ②育成就労外国人の基準
  - ・1年経過時：育成就労評価試験（初級）、日本語能力 A1 相当以上
  - ・本人意向による転籍条件：就労期間1年、日本語能力 A2.1 相当以上
  - ・育成終了時：特定技能1号評価試験、日本語能力 A2.2 相当以上
- ③特定技能外国人の基準
  - ・特定技能1号：特定技能1号評価試験、日本語能力 A2.2 相当以上
  - ・特定技能2号：特定技能2号評価試験又は技能検定1級、日本語能力 B1 相当以上
- ④ 2029（令和11年）年3月までの受入見込み数
  - ・特定技能：32,200人 育成就労（※2027年4月の受入れから）：7,300人

#### 【参考資料】

詳細は、下記資料を参考にしてください。当協会の HP からダウンロードができます。

- ・育成就労制度の概要
- ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（別紙2）



以上

..... 【本通知に関する問い合わせ先】 .....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業部 下平  
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階  
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 tokuteiginou@j-bma.or.jp